

地方自治法違反の疑いのある工事等の調査に関する動議

下記により標記の調査に関する動議を提出します。

記

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 議会の議決前に工事着工する等のずさんな執行をまねいた組織管理の実態調査
- (2) 過去における追加工事議案等の調査
- (3) 過去においても議決を経ない事案があったにもかかわらず再発防止の徹底がなされなかったことの調査
- (4) その他、調査目的達成に必要な事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及びふじみ野市議会委員会条例第6条の規定により、委員7人からなる地方自治法違反の疑いのある工事等に関する調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、100万円以内とする。

令和8年6月19日

ふじみ野市議会議長 加藤 恵 一 様

提出者	ふじみ野市議会議員 原 田 雄 一
賛成者	ふじみ野市議会議員 小 林 久 美 近 藤 善 則